

今治港開港100周年記念事業「みなとフェスティバル」

企画運営業務仕様書

〔1〕 委託業務名

今治港開港100周年記念事業「みなとフェスティバル」企画運営業務

〔2〕 目的

今治港の開港100周年を記念したイベントを開催し、イベントへの集客と今治港エリアにおける魅力創出を図るため、県内外に向けたプロモーションを実施する。

本業務を実施することにより、今治港100年の歴史を振り返り、海や港に対する関心と理解を深めるとともに、港の活かし方・楽しみ方を創造し、内港周辺の賑わいの創出と交流人口の拡大を図ることを目的とする。

また、メディアやSNSを活用した情報発信を通じて、今治港の魅力が再確認されるとともに、全国へ広がっていくことを目指す。

〔3〕 履行期間 契約締結から令和4年12月1日（木）まで

〔4〕 提案限度額 11,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。（なお、業務完了後、一括払い）

〔5〕 業務概要

今治港開港100周年記念イベント「みなとフェスティバル」を実施し、今治港を舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、集客を図るための県内外に向けたプロモーションを実施する。

〔6〕 業務項目

1. 事業の開催概要

- （1）開催場所 みなと交流センター はーばりー 周辺
- （2）開催期間 令和4年10月15日（土）・16日（日）
- （3）開催時間 午前10時から午後4時まで

2. 事業の骨子／考え方

- （1）企画・演出について、現在の今治港の価値に加え、新しい価値を加えることで更なる魅力を創出し、今治市民や県内外の観光客が今治港エリアに関心と理解を深めることのできる取り組みを行うこと。
- （2）展示物を設置する場合は、展示物の大きさや使用する素材は景観・美観に配慮したものとする。
- （3）本企画の参加料や観覧は無料にて実施すること。（※飲食は有料）
- （4）港の記念動画の制作には過去資料映像など歴史がわかるものを使用すること。
- （5）港や海について学ぶことができる機会を創出すること。

3. 業務内容

(1) 今治港の魅力創出企画の実施

今治港を舞台に回遊型の企画・展示・演出など魅力創出を行う。

- ① 本企画の具体的な立案（実施計画及び会場演出等）
- ② オープニングイベント等の実施
- ③ 会場計画・設営および撤去

(2) 記念動画の制作

今治港開港100周年を記念する動画を制作し、オープニングイベント等で放映すること。記念動画は今治港の歴史が分かる過去の資料映像を使用するなどし、100年の歴史が感じられる動画を制作すること。

完成した記念動画の複製物を、下記の期日までに納入すること。

・DVD 150枚 納入期日：令和4年9月1日（木）

※作成した動画は作成後、委託者側においてYouTube等にて配信予定。

(3) 港や海の学びの創出

本事業を通じて、地域の子どもたち（主に児童）に対し、今治港や地元の海に興味関心を持つような体験と学びに繋がる実施事例を創出すること。

(4) 飲食ブースの設置

来場者に対して地元のグルメを提供する飲食ブースを設置すること。

出展業者の集約・管理等を行うこと。

(5) 県内外へ向けたプロモーションの実施

本事業への集客を図るための県内外に向けたプロモーションの実施

- ① 媒体を活用したプロモーションやSNS活用計画の立案、実施計画の作成
- ② 県内外へ向けたプロモーションの実施
- ③ 制作物の作成

・チラシ：A4（両面印刷） 100,000枚

・ポスター：B2（片面印刷） 2,000枚

・のぼり：縦1800mm×横600mm 400枚

(6) 駐車場管理及び誘導計画の作成実施

会場周辺の駐車場との連携及び車両交通誘導について、人員配置等を含めた「誘導計画」を作成し、渋滞対策、安全確保に努めること。

(7) 受託者が提案する効果的な企画（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策の検討

本業務の運営については新型コロナウイルスの蔓延状況を複数想定し、それぞれの状況に応じた適切な対策を検討すること。

4. 提案（企画提案書記載）事項

企画提案書には、以下の項目を掲載すること。

企画内容を説明するために、市場分析・現状分析など項目以外の内容の掲載も可能である。

(1) 事業コンセプト

(2) 事業の実施企画

- ①今治港の魅力創出
- ②今治港 100 周年の記念動画制作
- ③港や海の学びの創出
- ④飲食ブースの設置
- ⑤県内外に向けたプロモーション
- ⑥駐車場管理及び誘導計画
- ⑦受託者が提案する効果的な企画（独自提案）
- ⑧新型コロナウイルス感染症対策の検討

(3) 地元事業者や団体等との連携状況

今治市内の事業者、団体、有識者等との連携状況を示すこと。

(4) 実施スケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響により、今治市港湾振興協会が事業の中止又は縮小を判断する場合の、スケジュールや判断材料となるものも合わせて示すこと。

(5) 参考見積書(様式第7号)及び見積内訳書(任意様式)

本業務内容を実施するための費用を提案限度額の範囲内で提示すること。

〔7〕 その他運営上の要件

1. 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、今治市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 21 号）その他関係法令等並びに別記の個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書に基づき、適正に管理し、取り扱うものとする。

2. 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。

3. 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者と詳細な協議を行い、委託者の承認後に業務を遂行すること。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載の無い事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足すること。

4. 工程管理

受託者は、〔6〕4（4）実施スケジュールに基づいて適正な工程管理を行い、委託者の求めに応じて、業務の進捗状況を随時報告すること。新型コロナウイルス感染症拡大等の不測の事態が発生し、実施スケジュールの見直しが必要となったときは、事前に委託者に連絡するとともに、その指示に従うこと。

5. 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏洩等が行われないようにしなければならない。また、本業務に直接従事する全社員と個別に守秘義務契約を締結するものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たって、機密保全、情報公開に関わる全ての事項については委託者の指示に従うものとする。このことは、本業務が完了した後においても同様である。

6. 契約不適合

受託者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこと。

7. 著作権等の譲渡等

- (1) 受託者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で委託者に譲渡すること。
- (2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 事業終了後、委託者は受託者の承諾を得ず、本業務により制作される成果物を二次使用することができるものとする。ただし、二次利用に際し、一部を切り取るなど成果品に改変が必要な場合には、委託者は受託者の承諾を得なければならない。

8. 業務の完了及び検査

受託者は、業務完了後、速やかに業務委託報告書その他委託者が指示するものを提出し、委託者の検査を受けるものとし、加除訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示

に従うこと。なお、加除訂正等にかかる費用は受託者の負担とする。

9. 成果物

受託者は履行後、次に掲げる業務に関する成果物を委託者に提出するものとする。

(1) 成果物

- | | |
|--------------------------|------|
| ①業務委託提案書 | 3部 |
| ②業務委託報告書(任意様式) | 3部 |
| ③上記提出物データを保存した CD 又は DVD | 1部 |
| ④今治港 100 周年記念動画 DVD | 150部 |

納入期限：令和4年9月1日(木)

- ⑤その他委託者が指示するもの

(2) 納入場所

みなと交流センター3階 今治市港湾振興協会事務局(今治市港湾漁港課内)

10. 留意事項等

(1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理するものとする。

(2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定するものとする。

(3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

(4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(5) 本業務を遂行するための必要人員は、受託者において配置するものとする。この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて契約金額に含めるものとする。

(6) 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。

(7) 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。

(8) 本業務を遂行するにあたり、一部の業務を外注する必要がある場合は、積極的に今治市内の事業者等を活用すること。

(9) 今治港開港 100 周年記念事業開催期間中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に開催される関連イベントとの連携・協力を図ること。